

円借款案件【事後モニタリング】 結果表

国名	ペルー共和国
案件名	山岳地域・貧困緩和環境保全事業（Ⅲ）

I. 案件概要

(1) L/A 承諾額	55.88 億円
(2) L/A 調印日	2000 年 9 月 4 日
(3) 実施機関	水資源・土壌保全国家計画（PRONAMACHS（当時）、現農村部生産的農業開発プログラム（AGRORURAL））
(4) 事業概要	ペルーの山岳地帯の自然資源を生産的、持続的に活用するための土壌保全施設の建設、灌漑施設の整備、植林等を行うことにより、土壌・森林・水資源の保全と農業生産の向上を図り、もって同地域の貧困問題に寄与する。

II. レビュー/モニタリング結果

(1) 事後評価における課題・指摘の概要	<p>運営維持管理の体制及び財政面についてやや懸念があり、事後評価において持続性は中程度と評価された。</p> <p>体制面について、本事業で整備された土壌保全・植林・灌漑などの施設は事業終了後に農民グループに移管された。その後、実施機関は、一部の対象村落への林木種苗生産に対する予算配布や、対象村落への地方事務所の普及員の定期的派遣を通じた技術指導活動により、農民及びコミュニティによる維持管理状況の確認を行っている。しかし、2009～2011 年に実施機関の予算が大きく削減されたため、上記のような支援が限定的となり、農民の参加人数や活動レベルが低下した村落が一部見られた。</p> <p>財政面については、上述の実施機関の予算減少に加え、実施機関の指導により設立された、改良種子の貸与を行う共同基金の運営が上手になされている村落が少なかった。また、林木種苗の生産量が減少した村落が見られた。</p>
(2) 対応結果/今後の対処方針/事業目標の達成見込み	<p>体制面について、農民グループ自らが土壌保全・植林・灌漑などの一部施設を使用・維持管理している。実施機関の予算は、潤沢では無い。実施機関は現在も地方事務所の普及員を月 1 回程度村落へ派遣し、農民グループに対する技術指導や支援を行っている。一部村落では、自然災害対策や市場志向型農業に関するプログラムを通じて実施機関が支援を行っており、本事業の持続性確保及び農業生産や貧困改善に係る取り組みを継続している。</p> <p>財政面について、農民グループによっては共同基金を活用していない事例もあるが、一部のグループでは、共同基金を種子の貸与のみでなく養蜂事業に活用している事例もある。共同基金を活用していない農民グループも、農民自身で種子の再生産や交換等を</p>

通して種子を調達している。また実施機関も一部地域で麦類や牧草の種子を配布している。共同基金はあくまで農民が種子を入手するための一方法であるため、種子の入手が別の方法でなされている場合、必ずしも必要なものではない。林木苗種の生産については、事業実施中、農民グループが苗種の無償提供を受けていた時期と比較すると規模は低下しているものの、農民グループは苗種を自ら購入するなどして毎年 500 本～5,000 本の植林活動を継続している。一般的に農業における植林等の土壌保全に係る取り組みは農民が効果を実感するのに時間を要するため、持続的な活動の確保が困難であるにも関わらず、本事業の農民グループが、事業実施中の規模には満たないものの、既述の経済的便益等も理解して自らの資金で植林を継続している点は評価できる。

このように事業は継続されており、今後も実施機関が支援を継続しモニタリングを行っていく。

### (3) 教訓

本事業のように、整備された施設が最終的に住民コミュニティによって運営される事業を実施する際には、可能な範囲で候補となるコミュニティの実態（人口、アクセス、他の公共施設の運営経験・体制、財政等）の把握につとめ、支援対象コミュニティ選定に際し、運営維持管理に対する実施機関や地方自治体の支援体制を確認することが重要である。また、持続可能な仕組みやインセンティブを考慮する際、政府等からの資金支援が得られない場合を考慮することも重要である。